

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画変更認可申請（滞留水の管理に係る運転上の制限の項目に係る変更）に係る面談
2. 日時：平成 29 年 6 月 16 日（金）13 時 00 分～13 時 50 分
3. 場所：原子力規制庁 9 階会議室
4. 出席者
  - ・ 原子力規制庁原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
片岸安全審査官、三澤安全審査官、小野係員
  - ・ 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当 2 名
5. 要旨
  - 東京電力ホールディングス株式会社から、平成 29 年 6 月 15 日の面談におけるコメントについて、資料に基づき以下の説明があった。
    - 排水完了エリア又は水位安定エリアと判断する際、建屋に貯留する滞溜水と水位が連動していないことの確認に当たり、比較する滞溜水の対象範囲は建屋に貯留する滞溜水全てである。また、確認方法は図面による確認及び水位の比較による確認である。なお、水位が同一の場合は水位の連動性の有無等で判断する。
    - 水位安定エリアにおいて、作業による水位低下又は降雨による水位上昇の場合を除き、水位の変動が判定基準（±20mm）を超えた場合は、再び建屋に貯留する滞溜水として扱う。
    - 作業又は降雨により水位が変動した場合であっても、当初水位安定エリアであると判断した際と同様の確認は行わない。
  - 原子力規制庁は、上記説明を踏まえ詳細確認する旨申し伝えた。
6. その他
  - 配布資料：実施計画Ⅲ章第 26 条変更について